

(関係団体あて)

旭川労働基準監督署長

屋根の雪下ろし作業における墜落防止対策等について(要請)

日頃より、労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当署管内において、今年1月19日に、公共施設の屋根の雪下ろしのため、5名の作業員が屋根に上り、雪下ろし作業を行っていたところ、3名の作業員が当該屋根から雪とともに墜落した事故が発生し、当該事故が全道に報道されたことは公知の事実かと思いますが、依然として屋根の雪下ろし作業を巡る墜落事故が発生しているところです。

昨年1月25日にも本要請と同趣旨の要請(「屋根の雪下ろし作業時における労働災害防止対策の徹底について(要請)」)を行っているところですが、今シーズンにおいても同種の事故が発生していることから、下記の通り再度要請いたしますので、屋根の雪下ろし作業に関わる関係者への周知等をお願いいたします。

記

1 発注者

- (1)屋根からの雪下ろし作業を発注する際、安全衛生経費の確保等にご配慮願います。
- (2)屋根からの雪下ろし作業を受注する事業者が作業員の墜落防止対策を実施しているか否かの確認を行うこと等をご検討ください。

2 受注施工業者等

墜落防止対策(親綱等の設置、フルハーネス型安全带(墜落制止用器具)の着用、ヘルメット(墜落時保護用の保護帽)の着用等)を実施した上で、屋根の雪下ろし作業を作業員に行わせてください。

以上

(担当)

〒078-8505

旭川市宮前1条3丁目3番15号

旭川合同庁舎西館6階

旭川労働基準監督署 安全衛生課

電話:0166-99-4705